

【諏訪市内、茅野市内、原村内の営業時間短縮等要請店舗対象】

令和3年4月19日時点

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

長野県

1 概要

長野県からの要請（期間：4月21日(水)～4月29日(木)）に応じて、営業時間の短縮等にご協力をいただき、支給要件に適合する事業者の皆様に、協力金を支給します。

2 今後のスケジュール ご注意：要請期間を延長した場合は変更になります。

- (1) 要項・申請様式公表 4月28日（予定）（県HP掲載、県諏訪地域振興局等で配布）
- (2) 申請期間 4月30日(金)から1か月程度
- (3) 支給時期 5月中旬から順次

3 協力金の支給

売上規模に応じて協力金を支給します。1店舗当たり2.5万円/日～7.5万円/日のところ、今回は、経過措置として最低額を4万円/日（9日間で36万円）とします。
ご注意：要請期間延長の場合は、支給額を別途お知らせします。また、やむを得ない事情により、営業時間短縮等を要請開始日から1日、あるいは2日遅れて開始した場合は、減額して支給します。なお、3日以上遅れて開始した場合は、協力金を支給できませんので予めご了承ください。

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類（詳細は後日発表）をご提出いただいた事業者

- (1) 指定地域内にある店舗（施設）を管理し経営する事業者（代表者）であること

提出書類（予定）

- 確定申告書類(写)、飲食店営業許可証(写) 等
- 令和3年3月または4月の経理帳簿（月締め帳簿(写)、日計表(写) 等）
- 本人確認書類（個人事業者のみ：運転免許証(写)、健康保険証(写) 等）
- 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ

- (2) 酒類を提供する飲食店（飲食専用施設）等において、既に、今回の要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと
（通常午後8時までには閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、キッチンカー形式の店舗には、営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。）

提出書類（予定）

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真 等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力) 等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー(写)・仕入伝票(写)・HP画面(紙出力) 等

- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

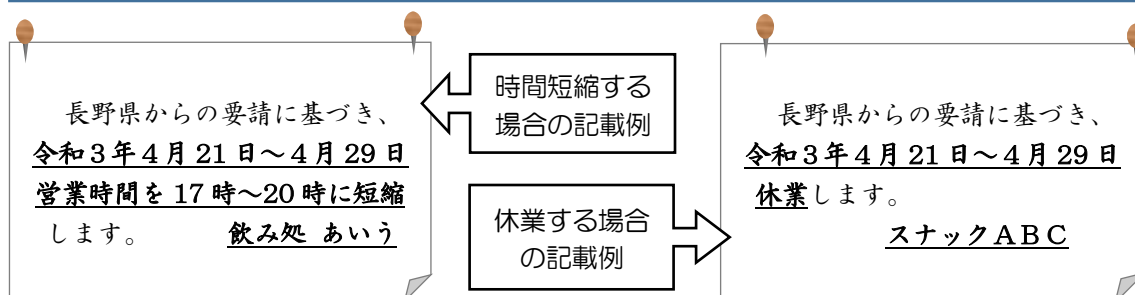
提出書類 ○誓約書（申請書を兼ねた専用様式）、 ○飲食店営業許可証（写）

(4) 4月21日^{*1}から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮等^{*2}を行い、そのことを店頭の貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること（記載例参照）

※1 やむを得ない事情により、4月21日あるいは、4月21日及び22日に営業時間短縮等ができなかった場合も、4月23日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、夜8時までに完全に退店している必要があります。

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面（紙出力）等
【以下記載例】注：要請期間延長の場合は、貼り紙等に記載した終了日を修正してください。



(5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター（ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載）を掲示した写真を提出以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

(6) その他の必要な要件は、申請受付要項で定めます。（要項は4月28日公表予定）

5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

要請内容について・・・危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

協力金について・・・新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

上記内容は予定です。随時情報を更新し、最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2104suwakeniki.html>